

随意契約理由書

件名	令和7年度 6000形車両用集電装置部品(定期検査用)購入
契約の相手方	東洋電機製造株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本件にて購入する部品は、西神・山手線の高速鉄道車両(6000形)に搭載されている集電装置(パンタグラフ)を構成する部品である。</p> <p>集電装置は、地上側に設置された電車線より、電気を車両に取り入れるための装置であり、車両に安定して電気を供給するためには、走行中常に変化する車両と電車線の相対的な位置関係に対し、集電装置は滑らかに追従する必要がある。</p> <p>そのため、使用する部品にも高い信頼性が求められるとともに、厳密な互換性も必要となる。</p> <p>上記条件を満たす部品を供給できるのは、当局車両の集電装置を設計・製作した東洋電機製造株式会社のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約をおこなう。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 (電話番号 791-6582)